

申立時に必要な郵便切手・収入印紙一覧表

静岡家庭裁判所(平成29年7月20日現在)

【審判】

事件名	収入印紙	郵便切手	備考
後見開始	800円×1組 2600円×1組	500円×4, 100円×1, 82円×20, 20円×5, 10円×10, 2円×10	※収入印紙2600円については、申立書に貼らずに郵便切手と一緒に裁判所に提出する
保佐開始	800円×1組 2600円×1組	500円×5, 100円×1, 82円×20, 20円×5, 10円×10, 2円×10	※同上。代理権・同意権がある場合は収入印紙各800円追加
補助開始	800円×1組 2600円×1組	500円×5, 100円×1, 82円×20, 20円×5, 10円×10, 2円×10	※同上。代理権・同意権がある場合は収入印紙各800円追加
不在者財産管理人選任	800円	500円×2, 100円×1, 82円×15, 10円×10, 2円×5, 1円×10	
失踪宣告	800円	1072(1000+62+10)円×1, 82円×22, 10円×11	
子の氏の変更	子1人につき800円	82円×1	※申立人(子)が婚外子, 30歳以上, 非親権者の氏に変更の時は82円×5
養子縁組許可	養子となる者1人につき800円	82円×5, 10円×5	
死後離縁	離縁を求める養親子関係ごとに800円	1072(1000+62+10)円×1, 82円×5, 10円×5	
特別代理人選任	子(被後見人)1人につき800円	未成年82円×6, 10円×2 (後見・保佐・補助82円×10, 10×6)	※15歳以上の未成年者がいる場合は別に定める
未成年者後見人選任	未成年被後見人1人につき800円	500円×2, 100円×1, 82円×15, 10円×10, 2円×5, 1円×10	
相続放棄の申述	申述人1人につき800円	82円×5, 10円×3	※3ヶ月経過の場合1072(1000+62+10)円×1, 82円×5, 10円×5
相続の限定承認	800円	82円×5, 10円×3	※申述人1人増すごとに+82円×3, 10円×3
相続財産管理人選任	800円	500円×2, 100円×1, 82円×15, 10円×10, 2円×5, 1円×10	
特別縁故者に対する相続財産分与	800円	1072(1000+62+10)円×2, 82円×10, 10円×2	
遺言書の検認	遺言書1通につき800円	相続人1人について 82円×3, 10円×3	
遺言執行者選任	執行の対象となる遺言書1通につき800円	1072(1000+62+10)円×1, 82円×6, 10円×6	

【審判】

事件名	収入印紙	郵便切手	備考
氏の変更	800円	1082(1000+62+20)円×申立人数, 82円×5, 10円×5	
名の変更	800円	82円×15, 10円×4, 1円×10	
戸籍訂正	訂正すべき原因ごとに800円	1072(1000+62+10)円×1, 82円×10, 10円×10	
任意後見監督人選任	800円×1組 1400円×1組	500円×3, 100円×1, 82円×15, 20円×5, 10円×10, 2円×5, 1円×10	※収入印紙1400円については、申立書に貼らずに郵便切手と一緒に裁判所に提出する

【調停】

事件名	収入印紙	郵便切手	備考
夫婦関係調整	1200円	140円×1, 82円×5, 10円×10, 1円×10	
養育費請求	対象となる子1人ごとに1200円	140円×1, 82円×5, 10円×10, 1円×10	
親権者変更	対象となる子1人ごとに1200円	140円×1, 82円×5, 10円×10, 1円×10	※【審判】82円×10, 当事者1名につき+1082(1000+62+20)円×1
扶養請求	対象となる扶養権利者1人ごとに1200円	140円×1, 82円×5, 10円×10, 1円×10	
遺産分割	被相続人1人につき1200円	(140円×1, 82円×5, 10円×10)×当事者数, 1円×20	
その他の調停事件(277条審判事件を含む)	1200円	140円×1, 82円×5, 10円×10, 1円×10	※当事者が1人増すごとに+416円(140円×1, 82円×3, 10円×3)

【訴訟】

事件名	収入印紙	郵便切手	備考
人事訴訟	窓口でお尋ねください	6,000円(500円×8, 100円×10, 82円×5, 50円×5, 20円×10, 10円×10, 2円×10, 1円×20)	※当事者1名増すごとに+2,000円(500円×3, 100円×2, 82円×2, 50円×2, 10円×3, 2円×3)

(注)事件関係者多数のとき及び事案より、上記郵便切手の額を増額もしくは減額して提出していただくことがあります。(取扱庁によって提出していただく額が異なる場合があります。)